

住宅用地・償却資産の申告と 家屋の滅失届の提出は 1月25日(金)までに

住宅戸数を変更した方、償却資産を所有している方、家屋を取り壊した方は、1月25日(金)までにそれぞれ申告または届け出の提出が必要です。

■住宅戸数を変更した方

住宅敷地として使用している土地とそれ以外の土地では、固定資産税額の計算方法が異なります。平成30年1月1日現在と31年1月1日現在で、住宅戸数に変更がある方は、連絡してください。

■償却資産を所有している方

毎年1月1日現在で所有している資産のうち、土地・家屋以外の事業用資産(ホテル・旅館・保養所・飲食店・小売店・建設業・アパート経営など)については、償却資産として申告が義務付けられています。

これらの資産を所有している個人・法人は、申告用紙を提出してください。新しく事業を始めた方、申告用紙が届いていない方は、連絡してください。

ださい。

■家を取り壊した方

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。

平成30年1月2日～31年1月1日の間に家屋を取り壊した方で、家屋滅失届の手続きをしていない方は、手続きをしてください。

※登記している家屋については、建物滅失登記申請書を横浜地方支務局西湘二宮支局(二宮町二宮124011)に提出してください。

照会先 税務課(資産税係)
☎8517750

食品衛生責任者講習会

平成30年度の食品衛生責任者講習会(後期)を開催しますので、食品衛生責任者の方は受講してください。(平成30年4月1日以降に講習会を受講していない方が対象となります)

日時 2月8日(金)14時～15時 受付13時30分から
場所 仙石原文化センター(第一会議室)

あなたの年金 簡単便利な 「ねんきんネット」で！

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」を利用すると、いつでも自分の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」で出来ること

- ①「ねんきんネット」は、パソコンやスマートフォンから自身の年金の情報を手軽に確認できるサービスです。
- ②自身の年金記録の確認
- ③将来の年金見込額の試算
- ④電子版「ねんきん定期便」の閲覧
- ⑤日本年金機構から郵送される各種通知書の確認や再交付申請など
- ⑥利用登録方法
- ⑦「ねんきんネット」アクセス
- ⑧スキール発行申込書を記入し

内容 食中毒予防等について

持ち物 食品衛生責任者手帳、筆記用具

照会先 小田原保健福祉事務所 生活衛生部食品衛生課
☎046513218000
内線3284



保険料を納められた方へ 「所得税確定申告参考資料」を発行します

平成30年1月1日から12月31日までに国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料を納められた方に納付額を記載した「所得税確定申告参考資料」を発行します。1月末に発送予定ですので、確定申告まで大切に保管してください。

なお、発行されるのは普通徴収(納付書で納めた場合、もしくは口座振替)分のみとなります。特別徴収(年

金からの天引き)の方には発行されません。特別徴収の方は、日本年金機構より送られる「公的年金等の源泉徴収票」の「社会保険料の額」の欄を参照してください。

照会先 保険健康課
☎8519564

医療費控除申告を される方へ

国民健康保険、後期高齢者医療が発行する平成30年分からの「医療費のお知らせ」等の医療費通知を確定申告の医療費控除申告にご利用いただけるようになります。

※医療費通知の発送は、1月の下旬になりますが、今回の医療費通知は、1月診療分から10月診療分までとなっています。そのため、11月、12月診療分はご自身で医療費控除の明細書の作成をお願いします。

※確定申告には、医療費控除の明細書を添付し、領収書はご自身で5年間保存してください。

照会先 保険健康課
☎8519564

事業所から出るごみは、自ら 処理する責任があります

飲食店、宿泊施設、商店、事業所等から、事業活動に伴って出されるごみは、「事業系ごみ」となり、自己の責任において処理しなければなりません。

○事業系ごみは地域のごみステーションに出すことはできません。(少量排出事業者として登録された事業者は、指定されたごみステーションに出すことが出来ます。)

○ルール違反などが確認されると、個別に調査及び指導を行う場合があります。

○事業系ごみを「ごみステーション」に出す行為は不法投棄とみなされ、法律違反となる場合があります。違反者は罰則が適用された場合、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、又はこれを併科されます。

照会先 環境課
☎8519565

町営住宅入居者募集

募集する住宅

- ・宮城野 1戸 (世帯向け・単身可)
- ・仙石原 3戸 (世帯向け・A棟B棟のみ単身可)
- ・第2上河原 2戸 (世帯向け)

申込期間 1月15日(火)～1月25日(金)

※詳細は、福祉課、出張所で配布している「募集のしおり」を参照してください。

照会先 福祉課
☎8517790

て、年金事務所に提出ください。

②自宅でパソコンやスマートフォンから利用登録を行うってください。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページで確認していただくか、小田原年金事務所に問い合わせてください。

照会先 小田原年金事務所
☎046512211391

退職金共済制度 加入奨励補助金 申請受付中

退職金共済制度に加入している事業所に対し、平成30年(1月～12月)分の掛け金の補助を行っています。

対象共済制度

- ・中小企業退職金共済制度
- ・小田原箱根商工会議所特定退職金共済制度
- ・箱根温泉観光産業従業員退職金共済制度

補助要件

- ・町内で1年以上継続して事業を営むものであること
- ・町税を完納していること
- ・個人の場合は暴力団員でないこと

いこと

- ・法人の場合は暴力団でなく、かつ、代表者または役員が暴力団員でないこと
- ・補助額(一ヶ月あたり/一人)
 - ・掛金2千円未満の場合 100円
 - ・掛金2千円以上の場合 200円

申請方法 観光課または出張所にある申請用紙に記入、押印し、1月18日(金)までに提出してください。

申請・照会先 観光課
☎8517410

観光産業融資利子補給

町内で観光事業を営む中小企業者が、金融機関から借り入れた事業性設備資金の利子額の一部を補助します。

受給要件

- ・観光産業関連業種
- ・町内で2年以上継続して事業を営む中小企業者
- ・町税などの滞納がないこと
- ・個人の場合は暴力団員でないこと
- ・法人の場合は暴力団でなく、かつ、代表者または役員が

箱根芦ノ湖「夢」劇場 第二幕「門松飾り」の実施

お客様に季節を感じていただけるイベントの一環として、箱根関所では平成30年12月25日(火)から平成31年1月7日(月)までの間、正月飾り(玄関飾りと門松)を実施します。箱根関所では、箱根に伝わる本格的な郷土の「不思議な形の玄関飾り」と「松を使わない門松」を飾り、正月を迎えます。

照会先 箱根関所・箱根関所資料館
☎83-6635

